

寺尾天台自治会第四区広報運用要領

(目的)

第1条 この要領は、自治会活動及び身近な情報を広く提供するため、寺尾天台自治会第四区自治会（以下「自治会」という。）が作成する広報について基本的な運用要領を定めることを目的とする。

(広報の種類)

第2条 広報の種類は、寺尾天台自治会第四区ホームページ（以下「ホームページ」という。）並びに寺尾天台自治会第四区広報だより（以下「だより」という。）とする。

(目的)

第3条 目的は、次のとおりとする。

- (1) 自治会の活動を公開し、地域・会員が情報共有できるものとする。
- (2) 会員の主体的な参加を促し、情報活用能力の向上を図るものとする。
- (3) 自治会の活動の収入を図るものとする。

(管理体制)

第4条 管理体制の構成は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者（以下「管理者」と言う。）は、寺尾天台自治会第四区長（以下「区長」という。）とする。
- (2) 作成責任者（以下「作成者」と言う。）は、広報委員長とする。
- (3) 広報委員会の構成定数は5名程度とする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるものを指名し、協議にあたる。

(掲載内容及び禁止事項)

第5条 記載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。

2 健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 虚偽を含む情報
- (3) 個人や団体を誹謗中傷するもの
- (4) 自治会の運営に支障をきたすもの
- (5) 特定の政党や政治活動、宗教活動などを目的とするもの
- (6) ネットワークの正常な運営を妨害するもの
- (7) その他、法令及び規則等に違反するもの

(個人情報保護)

第6条 掲載のガイドラインは、次のとおりとする。

- 2 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、家族構成、健康状況等、組み合わせによっては個人が特定されてしまう事が考えられるような住民の個人情報は掲載しない。
- 3 顔が判別できる住民の写真や作品の掲載については、事前に住民の同意を得る。
- 4 第3項は個人が特定されないように留意して適用する。

(広報フレーム構成)

第7条 広報フレーム構成変更等については、広報委員会で検討し、管理者に報告する。

(ホームページ投稿)

第8条 ホームページ投稿アクセス権は、第4条に定めるものがこれにあたり、第3条に定める目的に沿ったものを編集、投稿する。

(だより発行)

第9条 だより発行は、第4条に定めるものがこれにあたり、第3条に定める目的に沿ったものを編集、発行する。

(内容の訂正並び削除依頼)

第10条 投稿・発行内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は、第4条に定める管理体制の構成者で協議し適切な対応をとる。

(広告掲載)

第11条 広告掲載取扱については、寺尾天台自治会第四区自治会広告掲載取扱規定の運用によるものとする。

(規定外事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。